

## 議案第16号

### 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、愛知県知事の許可のあった日から愛知県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、議決を求める。

平成24年2月28日提出

愛西市長 八木 忠 男

### 提案理由

この案を提出するのは、長久手町の市制施行に伴い、愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の名称及び組合議会の選挙区について所要の規定の整備を行うにあたり、地方自治法第290条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合理約を変更することについて協議するため必要があるからである。

## 愛知県市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合規約第1号）の一部を次のように変更する。

第5条第1項中「13人」を「14人」に改める。

別表第1中「東郷町 長久手町」を「長久手市 東郷町」に、「尾張旭市長久手町衛生組合」を「尾張旭市長久手市衛生組合」に改める。

別表第2の1区の項中「4人」を「5人」に、「あま市」を「あま市 長久手市 尾張旭市長久手市衛生組合」に、同表3区の項中「東郷町 長久手町」を「東郷町」に、「知多南部衛生組合 尾張旭市長久手町衛生組合」を「知多南部衛生組合」に改める。

### 附 則

- 1 この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行し、改正後の愛知県市町村職員退職手当組合規約別表第1の規定は、平成24年1月4日から適用する。
- 2 この規約による改正後の愛知県市町村職員退職手当組合規約別表第2の規定は、愛知県知事の許可のあった日以後最初にその期日が告示される議員の一般選挙から適用する。